

議会基本条例各条文比較

【2-1 議会の活動原則】

旭川市	<p>議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 常に市民の立場に立ち、<u>市政を監視し</u>、及び評価すること。</p> <p>(2) 多様な市民意思の把握に努め、<u>議会として政策形成を図ること</u>。</p> <p>(3) <u>議会としての合意形成</u>を目指して、議論を尽くすこと。</p> <p>(4) 市民に開かれた、公正かつ透明な議会運営に努めること。</p>
横須賀市	<p>議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保するとともに、<u>市民に開かれた議会</u>であること。</p> <p>(2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて<u>議決権を行使し</u>、市政の運営に貢献すること。</p> <p>(3) 市民本位の立場から、市長等(市長その他の執行機関をいう。以下同じ。)により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。</p> <p>(4) 市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。</p> <p>(5) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。</p>
長野市	
豊田市	
岡崎市	<p>(1) 議会は、行政運営について審議し、及び決定する議事機関としての責務を果たすとともに、その活性化に努めるものとする。</p> <p>(2) 議会は、市民に対し積極的な情報の発信を行うとともに、その意思の把握に努めるものとする。</p> <p>(3) 議会は、活発な議会活動を行うことにより、さらなる議会改革に努めるものとする。</p>
姫路市	
福山市	
久留米市	<p>議会は、市民の代表機関であることを十分認識するとともに、公正性、透明性等を確保し、<u>市民に開かれた議会</u>を目指す。</p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める。</p> <p>3 議会は、<u>市民の関心を高め、分かりやすい議会運営</u>に努める。</p>
長崎市	<p>議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公平性及び透明性を確保し、<u>市民に信頼される開かれた議会</u>を目指すこと。</p> <p>(2) <u>市民の代表機関</u>として、市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。</p> <p>(3) 適正な市政運営が行われるよう、市民本位の立場から市長等による事務の執行を監視し、評価すること。</p> <p>(4) 言論の府及び合議制の機関として、議員間討議を積極的に行い、<u>議会全体の合意形成</u>を目指すこと。</p>

大分市	<p>議会は、<u>市民を代表する議決機関</u>であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)の<u>市政の運営を監視するものとする。</u></p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。</p> <p>3 議会は、<u>市民に開かれた議会</u>を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。</p> <p>4 議会は、<u>市民に分かりやすい議会運営</u>を行うために、<u>大分市議会会議規則(昭和42年大分市議会規則第1号)</u>、<u>大分市議会委員会条例(昭和42年大分市条例第4号)</u>、議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。</p>
-----	---

議会基本条例各条文比較

【2-2 議員の活動原則】

旭川市	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) <u>市民の代表として、広く市政に関し、多様な市民意思の把握に努めること。</u></p> <p>(2) 常に高い倫理観を保持し、市民の信頼を得るよう努めること。</p> <p>(3) 高い志の下、自己の資質を高める不断の努力によって、市政における多様な課題の発見及び解決に資するよう努めること。</p>
横須賀市	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、<u>議員間の自由な討議を重んじること。</u></p> <p>(2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。</p> <p>(3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、<u>自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動</u>をすること。</p>
長野市	<p>議員は、地域の課題のみならず、市政全般の課題及びこれに対する市民の意思を的確に把握し、<u>合議制の機関</u>である議会を構成する一員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動し、市民の厳粛な信託にこたえるものとする。</p> <p>2. 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて<u>自らの資質の向上に努めるものとする。</u></p> <p>3. 議員は、議会活動について、<u>市民に対して説明する責務を有する。</u></p> <p>4. 議員は、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、<u>議員間の討議を重んじなければならない。</u></p>
豊田市	<p>議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めるものとする。</p> <p>2. 議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、<u>市民の代表としてふさわしい活動</u>を行うものとする。</p> <p>3. 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、<u>自らの資質の向上に努めるものとする。</u></p> <p>4. 議員は、議会活動について、<u>市民に対して説明する責務を有する。</u></p>
岡崎市	<p>(1) 議員は、議会が言論の府であることを認識し、積極的な発言、議論等を行うものとする。</p> <p>(2) 議員は、<u>市民に対し積極的な情報の発信</u>を行うとともに、その意思の把握に努めるものとする。</p> <p>(3) 議員は、調査及び研修を通じて、その資質の向上に努めるものとする。</p>
姫路市	<p>議員は、<u>市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し</u>、市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。</p> <p>2. 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて<u>自らの資質の向上に努めるものとする。</u></p> <p>3. 議員は、議会活動について、<u>市民に対して説明する責務を有する。</u></p> <p>4. 議員は、議会が討議の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、<u>積極的な議論を重んじなければならない。</u></p>

福山市	<p>議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の厳粛な信託にこたえ、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。</p> <p>3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めなければならない。</p> <p>4 議員は、自らの議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。</p>
久留米市	<p>議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする。</p> <p>2 議員は、個別的、地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動する。</p>
長崎市	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の直接選挙によつて選ばれた公職にある者として、倫理を重んじること。</p> <p>(3) 言論の府及び合議制の機関である議会を構成する一員として、議員間討議を尊重すること。</p> <p>(4) 議員個人の自主性及び自立性を高めるため、日常の調査、研修等を通じて、自己の能力及び資質の一層の向上に努めること。</p>
大分市	<p>議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。</p> <p>2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動をしなければならない。</p> <p>3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。</p> <p>4 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。</p>

議会基本条例各条文比較

【2-3 会派】

旭川市	<p>議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、<u>理念、政策等を共有する議員</u>で構成する。</p> <p>3 会派は、議会運営及び政策形成に際し、会派間での合意形成に努めるものとする。</p>
横須賀市	<p>議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、<u>政策を中心とした同一の理念を共有する議員</u>で構成し、活動する。</p> <p>3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて<u>他の会派と合意形成に努めるものとする。</u></p>
長野市	<p>議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、<u>基本的政策が一致する議員</u>で構成し、活動する。</p> <p>3 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、<u>会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</u></p>
豊田市	<p>議員は、議会活動を行うため、<u>政策を中心とした同一の理念を共有する議員</u>で会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、<u>会派間で合意形成に努めるものとする。</u></p> <p>3 会派は、議会活動について、市民に対して説明するよう努めるものとする。</p>
岡崎市	<p>(1) 会派は、政治的信条、政策等を共有する議員により結成することができる。</p> <p>(2) 会派は、政策立案及び政策提言に関して調整を行い、必要に応じて、<u>会派間の合意形成に努めるものとする。</u></p>
姫路市	<p>議員は、議会活動を行うため、会派（所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。）を結成することができる。</p> <p>2 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。</p> <p>3 <u>所属議員が3人以上の会派を交渉団体とする。</u></p> <p>4 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>
福山市	<p>議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、<u>政策を中心とした同一の理念を共有する議員</u>で構成し、活動する。</p> <p>3 会派は、議会運営、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、<u>会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</u></p>
久留米市	<p>議会の会派は、<u>政策を中心とした同一の理念を共有する議員</u>で構成し、相互に研さんして活動する。</p>
長崎市	<p>議員は、<u>政策を中心とした同一の理念を共有する議員</u>で構成する会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策決定、政策立案、政策提案等に際して、議論を尽くし、その意思を表明することができる。</p>
大分市	<p>議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行おうとするときは、<u>必要に応じて合意形成に努めるものとする。</u></p>

議会基本条例各条文比較 整理シート

【2-4 説明責任】

旭川市	議会は、議案等を議決し、地方公共団体としての意思又は政策を決定したときは、市民に対して説明する責務を有する。
横須賀市	
長野市	
豊田市	
岡崎市	
姫路市	
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	

議会基本条例各条文比較

【2-5 議決責任】

旭川市	
横須賀市	
長野市	
豊田市	
岡崎市	議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について、市民に対し説明する責務を有することを自覚するものとする。
姫路市	
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	

議会基本条例各条文比較

【2-6 議長の責務】

旭川市	
横須賀市	
長野市	
豊田市	
岡崎市	議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。
姫路市	
福山市	
久留米市	議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求する。
長崎市	
大分市	